

# 令和7年度園内売店出店委託事業者募集要項

## 1. 目的

公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下、本協会という）が管理する公園及びスポーツ施設利用者への利便性と公園の魅力向上のためキッチンカー（移動販売車）による飲食売店を運営する事業者を公募により選定することを目的とする。

## 2. 出店委託事業者の選定方法

出店委託事業者の選定方法は公募による書類審査方式により実施する。

## 3. 出店委託内容

仕様書（別紙1～2）のとおり。

## 4. 募集内容

次の営業形態による飲食売店を募集する。

### I. グルメショップ売店

本協会が管理する公園及びスポーツ施設において、スポーツ大会やイベント開催等の多くの来園者が見込まれる日に出店する飲食売店。

### II. ヴァンフォーレパーク売店（以下、VFP売店という）

本協会と株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブが共催するヴァンフォーレパークに出店する飲食売店。

## 5. 募集出店委託事業者数

I. グルメショップ売店 5社

II. VFP売店 1社

※同一日にグルメショップ売店及びVFP売店を運営できる事業者はグルメショップ売店並びにVFP売店の両方に応募することができる。

※同一日に1公園あたり2台以上の出店はできない。ただし、グルメショップ売店並びにVFP売店の両方の事業者に選定された場合は1台ずつ出店することができる。

## 6. 出店場所

出店場所については本協会との協議により決定する。

## 7. 条件等

### (1) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (2) 売店仕様

I. グルメショップ売店 別紙1（グルメショップ売店仕様書）のとおり。

II. VFP 売店 別紙2（VFP 売店仕様書）のとおり。

### (3) 委託事業者の選定

令和7年度園内売店出店委託事業者選定委員会において、各業者に対し採点表に基づいた採点を行い、基準点に達した業者の中からグルメショップ売店は上位5社を上限に、VFP 売店は上位1社を上限に委託事業者として選定する。

## 8. 申請資格

(1) 上記「1. 目的」に同意する者

(2) キッチンカー(移動販売車)を所有(またはリース)する個人、法人または任意団体

(3) 本協会が管理している公園等に出店が可能なこと

(4) 本協会からの出店依頼に同意・協力できる者

(5) 営業許可を受けた車両等を使用すること

(6) 営業に係る許可(保健所への申請等)を得ている者

(7) 保健所が定める適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者

(8) 自店から排出されたゴミ・汚水及びキッチンカー(移動販売車)等周囲のゴミ(包装類等)の持ち帰り、販売場所周囲の清掃ができる者

(9) 個人、法人または任意団体及びその代表者が次に該当する場合は出店できない。なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

ア) 制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)

イ) 破産者であって、復権していない者

ウ) 銀行取引停止処分を受けている者

エ) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

オ) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

カ) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者

キ) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

- ク) 国税及び地方税、市民税等を滞納している者
  - ケ) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
- (10) 事業者の選定後及び契約後に上記(1)～(8)に関して虚偽の事実が判明した場合や(9)に該当することが判明した場合は選定または契約を取り消すこととする。

## 9. その他の条件

- (1) 出店場所及び日時は本協会及び事業者の協議により決定する。
- (2) 提案された企画内容にある販売品目、販売価格等は変更等を依頼することがある。
- (3) 本募集は選定された出店委託事業者に出店機会を約束するものではない。
- (4) 天候等の条件で集客が見込めない場合でも、出店の有無は本協会が判断する。
- (5) 出店委託事業者に決定した後に、営業する権利を他人に譲渡または再委託することはできない。
- (6) 食品衛生法その他の関係法令を遵守し、衛生管理を徹底しなければならない。
- (7) 事故、苦情等があった場合は、直ちに本協会に連絡し、事業者の責任で対応しなければならない。
- (8) 電力、その他販売に関わるものは、すべて出店委託事業者で用意すること。
- (9) 営業時の呼び込みやBGMは小音量とし一般の公園利用者や周辺住民等が不快に感じない範囲内とする。キッチンカーの外観やのぼり旗等について、本協会が風致・景観を害すると判断した場合は是正すること。
- (10) 常に味の向上、品質管理、丁寧な接遇に努めて、利用者に喜ばれるサービスの提供を行うこと。
- (11) 出店委託事業者に決定した後に、本協会が求める条件等を満たせなかった場合、決定を取り消すことがある。その取り消しにより出店委託事業者に損失が生じても本協会はその損失を一切補償しない。また、出店委託事業者は本協会に対して一切補償の請求は行わないこと。
- (12) 公園内への車両の進入によって舗装等の公園施設を損傷した場合は出店委託事業者の負担において原状回復すること。
- (13) キッチンカー（移動販売車）は営業時間外は公園外に移動すること。

## 10. 申込

受託を希望する者は次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参又は郵送すること。  
なお、提出書類に不備や記載漏れがある場合は申し込みとして一切認めない。

(1) 申込期間

令和7年2月28日（金）午前10時から令和7年3月7日（金）正午まで

(2) 提出先

公益財団法人山梨県スポーツ協会 園内売店担当 あて

〒400-0836 甲府市小瀬町840 小瀬スポーツ公園体育館

(3) 提出方法

郵送または持参

(4) 質問および回答

① 質問方法

質問書（様式7）をFAXまたは電子メールで本協会宛に提出すること。

FAX：055-243-5492

電子メール：[r-hosaka@sports.pref.yamanashi.jp](mailto:r-hosaka@sports.pref.yamanashi.jp)

※質問書以外（電話等）での質問は一切受け付けない。

② 質問受付期間

令和7年2月17日（月）午前10時から2月18日（火）午後5時まで

③ 回答

令和7年2月21日（金）に本協会ホームページに掲載する。

1.1. 提出書類

(1) 提出書類

提出書類	法人	個人
① 応募申請書【様式1】	○	○
② キッチンカー出店に関する調査書【様式2】	○	○
③ キッチンカーの写真【様式3】	○	○
④ 販売メニューの一覧表【様式4-(a)】	○	○
⑤ 主な販売メニューの画像【様式4-(b)】	○	○
⑥ 反社会的勢力でないことの表明・確約書【様式5】	○	○
⑦ 役員等名簿【様式6】	○	○
⑧ 添付書類		

ア) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）1部	○	
イ) 住民票の写し1部		○
ウ) 定款、寄付行為その他これに準じるもの1部	○	
エ) 国税、県税及び市町村民税の滞納がないことの証明書1部	○	○
オ) キッチンカー（移動販売車）の営業許可証の写し1部	○	○
カ) 出店に使用するキッチンカー（移動販売車）の車検証の写し1部 ※リースの場合はリース契約書一式の写し1部	○	○
キ) 食品賠償保険等の証明書の写し1部	○	○
ク) 事業概要書（法人は会社案内で代用可）	○	○

※任意団体の場合は代表者個人とします。

※前年度の出店委託事業者について前年度と内容に変更が無い場合は、⑧ア)、イ)、ウ)、ク)の提出を省略できる。

## (2) 応募申請書他データ

本協会ホームページからダウンロードすること。

<https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/>

## (3) その他の留意事項

- ① 書類の不備や記載漏れ等があった場合について本協会は一切連絡を行わない。
- ② 一度提出した書類は内容の変更、再提出、差し替えを一切認めない。
- ③ 応募にかかる経費はすべて申請者が負担すること。
- ④ 提出書類に使用する言語および通貨は日本語および日本円とする。
- ⑤ グルメショップ売店並びにVFP売店の両方に応募する場合は申請書をそれぞれ1部提出すること。

## 1.2. 選定結果の発表

令和7年3月18日（火）に本協会ホームページにて選定結果を発表する。

## 1.3. 契約の締結

選定された業者には後日、内定書を通知し契約を締結する。